

(平成25年4月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	57 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	56 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から同年6月まで
昭和50年7月に夫と一緒に国民年金に加入し、それ以降私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。
夫の国民年金保険料は全て納付済みとなっているが、私の申立期間の保険料だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和50年7月以降、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納が無い上、申立期間は3か月と短期間であり、その前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出されており、申立人の夫は、申立期間を含む国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、夫婦二人分の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

さらに、A市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人及びその夫は、申立期間当時の国民年金保険料を口座振替により納付していたことが確認できるところ、口座振替されなかった期間の保険料は、振替未了となったため発行された納付書により納付していることが推認できることから、納付意識の高かった申立人は、申立期間の保険料についても同様に、発行された納付書により納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、3万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、3万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、2万9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月10日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、2万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年3月30日は1万6,000円、同年6月11日は1万9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月30日
② 平成16年6月11日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、

申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、平成 16 年 3 月 30 日は 1 万 6,000 円、同年 6 月 11 日は 1 万 9,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、64万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月11日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、64万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年3月27日は1万5,000円、同年6月12日は2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月27日
② 平成19年6月12日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、

申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、平成 19 年 3 月 27 日は 1 万 5,000 円、同年 6 月 12 日は 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、16万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月10日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、16万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、37万7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年6月11日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、37万7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、26万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年6月11日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、26 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年11月9日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、7万9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月12日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、7万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年11月13日は4万8,000円、同年12月11日は11万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年11月13日
② 平成19年12月11日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、

申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、平成 19 年 11 月 13 日は 4 万 8,000 円、同年 12 月 11 日は 11 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、15万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 12 日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、15万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、15万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 6 月 11 日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、15万1,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年10月21日は7万4,000円、同年12月9日は2万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年10月21日
② 平成17年12月9日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、

申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、平成 17 年 10 月 21 日は 7 万 4,000 円、同年 12 月 9 日は 2 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、8万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月9日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、8万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、3万7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 12 月 11 日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、3万7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、2万7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 11 月 9 日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、2万7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、1万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年6月11日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、1万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年11月13日は8万4,000円、同年12月11日は24万7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年11月13日
② 平成19年12月11日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、

申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、平成 19 年 11 月 13 日は 8 万 4,000 円、同年 12 月 11 日は 24 万 7,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、当該期間について、同法81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、20万7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月9日
② 平成21年12月11日

A社から産前産後休業期間及び育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された賞与合計表により、申立人は、同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、

当該期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、当該期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、20万7,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、当該事業所から提出された賞与合計表によると、申立人は、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められるところ、上記の賞与支払届により、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認でき、オンライン記録において、厚生年金保険法第75条本文の規定により記録訂正は行われたが、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、厚生年金保険法では、育児休業に係る保険料免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までと規定されているところ、オンライン記録によると、申立人に係る同免除期間は平成22年2月から同年11月までであることから、当該期間は厚生年金保険料が免除される期間ではないことが確認できる。

さらに、産前産後休業期間については、厚生年金保険料が免除される期間とはならないところ、上記賞与合計表によると、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、当該期間について、同法81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年11月9日
② 平成21年6月11日

A社から産前産後休業期間及び育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された賞与合計表により、申立人は、同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、

当該期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、当該期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、1 万円とすることが妥当である。

申立期間②について、当該事業所から提出された賞与合計表によると、申立人は、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められるところ、上記の賞与支払届により、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 10 月 11 日に年金事務所に提出したことが確認でき、オンライン記録において、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により記録訂正は行われたが、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、厚生年金保険法では、育児休業に係る保険料免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までと規定されているところ、オンライン記録によると、申立人に係る同免除期間は平成 21 年 8 月から 22 年 5 月までであることから、当該期間は厚生年金保険料が免除される期間ではないことが確認できる。

さらに、産前産後休業期間については、厚生年金保険料が免除される期間とはならないところ、上記賞与合計表によると、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、当該期間について、同法81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年11月13日
② 平成19年12月11日
③ 平成20年3月31日

A社から産前産後休業期間及び育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社から提出された賞与合計表により、申立人は、同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中

の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、当該期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、当該期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、2,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、当該事業所から提出された賞与合計表によると、申立人は、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められるところ、上記の賞与支払届により、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認でき、オンライン記録において、厚生年金保険法第75条本文の規定により記録訂正は行われたが、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、厚生年金保険法では、育児休業に係る保険料免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までと規定されているところ、オンライン記録によると、申立人に係る同免除期間は平成20年1月から同年8月までであることから、当該期間は厚生年金保険料が免除される期間ではないことが確認できる。

さらに、産前産後休業期間については、厚生年金保険料が免除される期間とはならないところ、上記賞与合計表によると、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、当該期間について、同法81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、30万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年3月31日
② 平成20年6月12日

A社から産前産後休業期間及び育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社から提出された賞与合計表により、申立人は、同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、

当該期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、当該期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、30 万 2,000 円とすることが妥当である。

申立期間①について、当該事業所から提出された賞与合計表によると、申立人は、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められるところ、上記の賞与支払届により、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 10 月 11 日に年金事務所に提出したことが確認でき、オンライン記録において、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により記録訂正は行われたが、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、厚生年金保険法では、育児休業に係る保険料免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までと規定されているところ、オンライン記録によると、申立人に係る同免除期間は平成 20 年 6 月から 21 年 4 月までであることから、当該期間は厚生年金保険料が免除される期間ではないことが確認できる。

さらに、産前産後休業期間については、厚生年金保険料が免除される期間とはならないところ、上記賞与合計表によると、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、当該期間について、同法81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、16万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月27日
② 平成19年6月12日

A社から産前産後休業期間及び育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社から提出された賞与合計表により、申立人は、同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、

当該期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、当該期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、16 万 5,000 円とすることが妥当である。

申立期間①について、当該事業所から提出された賞与合計表によると、申立人は、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められるところ、上記の賞与支払届により、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 10 月 11 日に年金事務所に提出したことが確認でき、オンライン記録において、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により記録訂正は行われたが、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、厚生年金保険法では、育児休業に係る保険料免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までと規定されているところ、オンライン記録によると、申立人に係る同免除期間は平成 19 年 5 月から 20 年 3 月までであることから、当該期間は厚生年金保険料が免除される期間ではないことが確認できる。

さらに、産前産後休業期間については、厚生年金保険料が免除される期間とはならないところ、上記賞与合計表によると、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、当該期間について、同法81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、26万9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日
② 平成21年12月11日

A社から産前産後休業期間及び育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された賞与合計表により、申立人は、同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、

当該期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、当該期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、26 万 9,000 円とすることが妥当である。

申立期間②について、当該事業所から提出された賞与合計表によると、申立人は、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められるところ、上記の賞与支払届により、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 10 月 11 日に年金事務所に提出したことが確認でき、オンライン記録において、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により記録訂正は行われたが、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、厚生年金保険法では、育児休業に係る保険料免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までと規定されているところ、オンライン記録によると、申立人に係る同免除期間は平成 22 年 1 月から同年 10 月までであることから、当該期間は厚生年金保険料が免除される期間ではないことが確認できる。

さらに、産前産後休業期間については、厚生年金保険料が免除される期間とはならないところ、上記賞与合計表によると、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、当該期間について、同法81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、14万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月9日
② 平成21年12月11日

A社から産前産後休業期間及び育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された賞与合計表により、申立人は、同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、

当該期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、当該期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、14 万 5,000 円とすることが妥当である。

申立期間②について、当該事業所から提出された賞与合計表によると、申立人は、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められるところ、上記の賞与支払届により、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 10 月 11 日に年金事務所に提出したことが確認でき、オンライン記録において、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により記録訂正は行われたが、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、厚生年金保険法では、育児休業に係る保険料免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までと規定されているところ、オンライン記録によると、申立人に係る同免除期間は平成 22 年 1 月から同年 10 月までであることから、当該期間は厚生年金保険料が免除される期間ではないことが確認できる。

さらに、産前産後休業期間については、厚生年金保険料が免除される期間とはならないところ、上記賞与合計表によると、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、当該期間について、同法81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、5万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年3月31日
② 平成20年6月12日

A社から産前産後休業期間及び育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社から提出された賞与合計表により、申立人は、同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、

当該期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、当該期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、5万円とすることが妥当である。

申立期間①について、当該事業所から提出された賞与合計表によると、申立人は、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められるところ、上記の賞与支払届により、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認でき、オンライン記録において、厚生年金保険法第75条本文の規定により記録訂正は行われたが、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、厚生年金保険法では、育児休業に係る保険料免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までと規定されているところ、オンライン記録によると、申立人に係る同免除期間は平成20年4月から同年6月までであることから、当該期間は厚生年金保険料が免除される期間ではないことが確認できる。

さらに、産前産後休業期間については、厚生年金保険料が免除される期間とはならないところ、上記賞与合計表によると、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、4万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月12日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、4万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、6万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月11日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、6万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、50万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月12日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、50万1,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、4万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、4万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 6 月 11 日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、24万9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 12 月 11 日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、24万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年11月9日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、1,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、1万7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月9日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、1万7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、当該期間について、同法81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、6万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月27日
② 平成19年6月12日

A社から産前産後休業期間及び育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社から提出された賞与合計表により、申立人は、同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、

当該期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、当該期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、6万 1,000 円とすることが妥当である。

申立期間①について、当該事業所から提出された賞与合計表によると、申立人は、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められるところ、上記の賞与支払届により、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 10 月 11 日に年金事務所に提出したことが確認でき、オンライン記録において、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により記録訂正は行われたが、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、厚生年金保険法では、育児休業に係る保険料免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までと規定されているところ、オンライン記録によると、申立人に係る同免除期間は平成 19 年 6 月から 20 年 4 月までであることから、当該期間は厚生年金保険料が免除される期間ではないことが確認できる。

さらに、産前産後休業期間については、厚生年金保険料が免除される期間とはならないところ、上記賞与合計表によると、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、事業主は、当該期間について、同法81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年11月9日
② 平成18年12月12日
③ 平成19年3月27日

A社から産前産後休業期間及び育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社から提出された賞与合計表により、申立人は、同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中

の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、当該期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、当該期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、6,000 円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、当該事業所から提出された賞与合計表によると、申立人は、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められるところ、上記の賞与支払届により、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 10 月 11 日に年金事務所に提出したことが確認でき、オンライン記録において、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により記録訂正は行われたが、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、厚生年金保険法では、育児休業に係る保険料免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までと規定されているところ、オンライン記録によると、申立人に係る同免除期間は平成 19 年 1 月から同年 10 月までであることから、当該期間は厚生年金保険料が免除される期間ではないことが確認できる。

さらに、産前産後休業期間については、厚生年金保険料が免除される期間とはならないところ、上記賞与合計表によると、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、当該期間について、同法81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成20年3月31日は2万9,000円、同年6月12日は4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月11日
② 平成20年3月31日
③ 平成20年6月12日

A社から産前産後休業期間及び育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、A社から提出された賞与合計表により、申立人は、同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81

条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、当該期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、当該期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、平成20年3月31日は2万9,000円、同年6月12日は4,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、当該事業所から提出された賞与合計表によると、申立人は、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められるところ、上記の賞与支払届により、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認でき、オンライン記録において、厚生年金保険法第75条本文の規定により記録訂正は行われたが、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、厚生年金保険法では、育児休業に係る保険料免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までと規定されているところ、オンライン記録によると、申立人に係る同免除期間は平成20年2月から同年12月までであることから、当該期間は厚生年金保険料が免除される期間ではないことが確認できる。

さらに、産前産後休業期間については、厚生年金保険料が免除される期間とはならないところ、上記賞与合計表によると、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、当該期間について、同法81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年11月9日
② 平成21年12月11日

A社から産前産後休業期間及び育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された賞与合計表により、申立人は、同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、

当該期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、当該期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、2,000 円とすることが妥当である。

申立期間②について、当該事業所から提出された賞与合計表によると、申立人は、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められるところ、上記の賞与支払届により、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 10 月 11 日に年金事務所に提出したことが確認でき、オンライン記録において、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により記録訂正は行われたが、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、厚生年金保険法では、育児休業に係る保険料免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までと規定されているところ、オンライン記録によると、申立人に係る同免除期間は平成 22 年 2 月から同年 6 月までであることから、当該期間は厚生年金保険料が免除される期間ではないことが確認できる。

さらに、産前産後休業期間については、厚生年金保険料が免除される期間とはならないところ、上記賞与合計表によると、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、当該期間について、同法81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、23万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年3月31日
② 平成20年6月12日

A社から産前産後休業期間及び育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社から提出された賞与合計表により、申立人は、同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、

当該期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、当該期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、23万1,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、当該事業所から提出された賞与合計表によると、申立人は、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められるところ、上記の賞与支払届により、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認でき、オンライン記録において、厚生年金保険法第75条本文の規定により記録訂正は行われたが、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、厚生年金保険法では、育児休業に係る保険料免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までと規定されているところ、オンライン記録によると、申立人に係る同免除期間は平成20年6月から21年3月までであることから、当該期間は厚生年金保険料が免除される期間ではないことが確認できる。

さらに、産前産後休業期間については、厚生年金保険料が免除される期間とはならないところ、上記賞与合計表によると、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、17万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月12日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、17万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年11月13日は4万6,000円、同年12月11日は1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年11月13日
② 平成19年12月11日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、

申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、平成 19 年 11 月 13 日は 4 万 6,000 円、同年 12 月 11 日は 1,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び⑤の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、当該期間について、同法81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年3月30日は1万8,000円、同年6月11日は2万1,000円、19年3月27日は2万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月30日
② 平成16年6月11日
③ 平成18年11月9日
④ 平成18年12月12日
⑤ 平成19年3月27日

A社から産前産後休業期間及び育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び⑤について、A社から提出された賞与合計表により、申立人は、同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、当該期間に係る賞

与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、当該期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、当該期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、平成16年3月30日は1万8,000円、同年6月11日は2万1,000円、19年3月27日は2万8,000円とすることが妥当である。

申立期間③及び④について、当該事業所から提出された賞与合計表によると、申立人は、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められるところ、上記の賞与支払届により、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認でき、オンライン記録において、厚生年金保険法第75条本文の規定により記録訂正は行われたが、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、厚生年金保険法では、育児休業に係る保険料免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までと規定されているところ、オンライン記録によると、申立人に係る同免除期間は平成19年1月から同年11月までであることから、当該期間は厚生年金保険料が免除される期間ではないことが確認できる。

さらに、産前産後休業期間については、厚生年金保険料が免除される期間とはならないところ、上記賞与合計表によると、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、当該期間について、同法81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、4万7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月12日
② 平成19年11月13日

A社から産前産後休業期間及び育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社から提出された賞与合計表により、申立人は、同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、

当該期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、当該期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、4万7,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、当該事業所から提出された賞与合計表によると、申立人は、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められるところ、上記の賞与支払届により、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 10 月 11 日に年金事務所に提出したことが確認でき、オンライン記録において、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により記録訂正は行われたが、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、厚生年金保険法では、育児休業に係る保険料免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までと規定されているところ、オンライン記録によると、申立人に係る同免除期間は平成 19 年 8 月から 20 年 5 月までであることから、当該期間は厚生年金保険料が免除される期間ではないことが確認できる。

さらに、産前産後休業期間については、厚生年金保険料が免除される期間とはならないところ、上記賞与合計表によると、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、事業主は、当該期間について、同法81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、15万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年11月13日
② 平成19年12月11日
③ 平成21年12月11日

A社から産前産後休業期間及び育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社から提出された賞与合計表により、申立人は、同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中

の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、当該期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、当該期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、15 万 5,000 円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、当該事業所から提出された賞与合計表によると、申立人は、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められるところ、上記の賞与支払届により、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 10 月 11 日に年金事務所に提出したことが確認でき、オンライン記録において、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により記録訂正は行われたが、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、厚生年金保険法では、育児休業に係る保険料免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までと規定されているところ、オンライン記録によると、申立人に係る同免除期間は平成 20 年 1 月から同年 10 月までであることから、当該期間は厚生年金保険料が免除される期間ではないことが確認できる。

さらに、産前産後休業期間については、厚生年金保険料が免除される期間とはならないところ、上記賞与合計表によると、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、28万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月12日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、28万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、20万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月9日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、20万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年11月9日は8万7,000円、同年12月12日は11万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年11月9日
② 平成18年12月12日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、

申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、平成 18 年 11 月 9 日は 8 万 7,000 円、同年 12 月 12 日は 11 万 1,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月10日は1万1,000円、19年3月27日は5万4,000円、同年6月12日は6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成19年3月27日
③ 平成19年6月12日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間①、②及び③に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中

の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、平成16年12月10日は1万1,000円、19年3月27日は5万4,000円、同年6月12日は6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、4万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月12日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、4万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、8万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月12日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、8万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、16万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 12 月 11 日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の

計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、16万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年3月27日は6万1,000円、同年6月12日は2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月27日
② 平成19年6月12日

A社から育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、

申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、平成 19 年 3 月 27 日は 6 万 1,000 円、同年 6 月 12 日は 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、当該期間について、同法81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、1万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月11日
② 平成20年3月31日

A社から産前産後休業期間及び育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社から提出された賞与合計表により、申立人は、同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、

当該期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、当該期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、1万5,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、当該事業所から提出された賞与合計表によると、申立人は、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められるところ、上記の賞与支払届により、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認でき、オンライン記録において、厚生年金保険法第75条本文の規定により記録訂正は行われたが、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、厚生年金保険法では、育児休業に係る保険料免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までと規定されているところ、オンライン記録によると、申立人に係る同免除期間は平成20年2月から同年11月までであることから、当該期間は厚生年金保険料が免除される期間ではないことが確認できる。

さらに、産前産後休業期間については、厚生年金保険料が免除される期間とはならないところ、上記賞与合計表によると、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、当該期間について、同法81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、24万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年3月31日
② 平成20年6月12日

A社から産前産後休業期間及び育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社から提出された賞与合計表により、申立人は、同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、

当該期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、当該期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、24万4,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、当該事業所から提出された賞与合計表によると、申立人は、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められるところ、上記の賞与支払届により、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認でき、オンライン記録において、厚生年金保険法第75条本文の規定により記録訂正は行われたが、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、厚生年金保険法では、育児休業に係る保険料免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までと規定されているところ、オンライン記録によると、申立人に係る同免除期間は平成20年6月から21年3月までであることから、当該期間は厚生年金保険料が免除される期間ではないことが確認できる。

さらに、産前産後休業期間については、厚生年金保険料が免除される期間とはならないところ、上記賞与合計表によると、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、当該期間について、同法81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、11万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年3月31日
② 平成20年6月12日

A社から産前産後休業期間及び育児休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社から提出された賞与合計表により、申立人は、同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しにより、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月11日に年金事務所に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、

当該期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、当該期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与合計表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、11 万 6,000 円とすることが妥当である。

申立期間①について、当該事業所から提出された賞与合計表によると、申立人は、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められるところ、上記の賞与支払届により、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 10 月 11 日に年金事務所に提出したことが確認でき、オンライン記録において、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により記録訂正は行われたが、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、厚生年金保険法では、育児休業に係る保険料免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までと規定されているところ、オンライン記録によると、申立人に係る同免除期間は平成 20 年 6 月から同年 12 月までであることから、当該期間は厚生年金保険料が免除される期間ではないことが確認できる。

さらに、産前産後休業期間については、厚生年金保険料が免除される期間とはならないところ、上記賞与合計表によると、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月 30 日から 53 年 6 月 10 日まで
② 昭和 54 年 3 月 14 日から 56 年 5 月 1 日まで

昭和 46 年から 61 年まで、A 社に継続して勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間①において、A 社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したものの協力が得られない上、申立期間①及び②当時の事業主は、いずれも既に死亡していることから、両事業主の子で、当時、当該事業所の取締役であった者に照会したところ、同人は、「当時の資料を保管していないが、当時の規定は、定年が 50 代半ばであり、申立期間①は、申立人が正社員から非常勤に雇用形態が変更されていた時期であったため、厚生年金保険に加入させていなかったと記憶している。厚生年金保険に加入させていない期間については、厚生年金保険料を給与から控除していない。」と供述している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間①当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた同僚 9 人に照会し、7 人（申立人が名前を挙げた同僚 3 人を含む。）から回答が得られたところ、このうち二人は、「A 社は、定年が 55 歳であったた

め、申立期間①当時、申立人は、定年により雇用形態が変更されていた期間であったと記憶している。また、申立人と同年代の同僚一人についても、申立人と同時期に雇用形態が変更されたと記憶している。」と供述しており、被保険者原票によると、この供述において名前が挙げられている同僚は、申立人と同じ大正10年生まれで、申立人と同時期である昭和51年1月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①において国民年金に加入し、同保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間②のうち昭和54年8月10日から55年1月31日までの期間及び同年4月2日から同年12月15日までの期間について、申立事業所であるA社とは別の事業所において同保険の加入記録が確認できる。

また、前述の事業主の子は、「昭和54年3月に当時の事業主が死亡した際、社内でトラブルが発生したため、申立人を含む複数の従業員が一斉に退職している。申立人は、申立期間②に勤務していなかった。」と供述している。

さらに、被保険者原票により、申立期間②及びその前後の期間において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた同僚10人に照会し、7人（前記1で回答が得られた同僚7人のうち5人を含む。）から回答が得られたところ、このうち二人は、いずれも「当時の事業主が死亡した昭和54年3月頃に、申立人を含む数人の同僚と共に退職した。申立人は、退職後に別の事業所に勤務していた。」と供述しており、被保険者原票によると、当該同僚二人は、申立人と同日の昭和54年3月11日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該二人のうち一人が、申立人が当該事業所を退職した後に勤務したと名前を挙げた事業所は、雇用保険の加入記録で確認できる事業所と一致している。

加えて、申立人は、申立期間②において国民年金に加入し、同保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 12 日

A社から産前産後休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 24 年 10 月 11 日に年金事務所に提出しているところ、オンライン記録によると、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により記録訂正は行われたが、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、当該事業所から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受けていることが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく標準賞与額の記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立人の賞与から厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合であるとされているところ、上記賞与合計表によると、申立人の賞与から同保険料は控除されていないことが確認できる。

なお、厚生年金保険法では、育児休業に係る保険料免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までと規定されており、産前産後休業期間については、厚生年金保険料が免除される期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 12 月 11 日

A社から産前産後休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 24 年 10 月 11 日に年金事務所に提出しているところ、オンライン記録によると、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により記録訂正は行われたが、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、当該事業所から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受けていることが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく標準賞与額の記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立人の賞与から厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合であるとされているところ、上記賞与合計表によると、申立人の賞与から同保険料は控除されていないことが確認できる。

なお、厚生年金保険法では、育児休業に係る保険料免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までと規定されており、産前産後休業期間については、厚生年金保険料が免除される期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 12 月 11 日

A社から産前産後休業期間中に支給された賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 24 年 10 月 11 日に年金事務所に提出しているところ、オンライン記録によると、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により記録訂正は行われたが、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、当該事業所から提出された賞与合計表により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受けていることが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく標準賞与額の記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立人の賞与から厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合であるとされているところ、上記賞与合計表によると、申立人の賞与から同保険料は控除されていないことが確認できる。

なお、厚生年金保険法では、育児休業に係る保険料免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までと規定されており、産前産後休業期間については、厚生年金保険料が免除される期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。